

評議員・役員等の報酬及び弁償手当に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八栄会（以下「本会」という。）の定款9条及び第22条の規程に基づき、評議員・役員等（以下「理事及び監事」という。）の報酬及び費用弁償手当に関し、必要な事項を定めるものである。

(報酬の支給対象者)

第2条 評議員・役員等が、その職務のため、評議員会及び役員会に出席した時は、報酬として一律日額2,500円を支給する。（平成29年7月1日から実施）

2 評議員・役員等がいずれの会議出席以外で、必要とする職務を行った時も同額を支給する。

3 評議員・役員等がいずれの会議出席以外で、必要とする職務を市外等の遠距離にて行った時は、本園規程の職員給与規程及び旅費規程に準じて支給をする。

4 報酬額2,500円のうち、源泉税（3.063%：平成29年6月現在）を控除した金額を現金にて支給する。

(費用弁償手当)

第3条 評議員・役員等が、その職務のため、評議員会及び役員会に出席した時は、費用弁償手当として、住居及び本人の申し出場所と本会所間の距離を次の交通手段に準じて支給する。

2 自家用車による往復距離と目安とする費用弁償手当額（円）

往復距離	目安とする費用弁償手当額（円）
1 km以下	0円
1 km以上 ~ 5 km未満	300円（5 km×30円=150円）
5 km以上~10 km未満	500円（10 km×30円=300円）
10 km以上~15 km未満	800円（15 km×30円=450円）
15 km以上~20 km未満	1,000円（20 km×30円=600円）
20 km以上~25 km未満	1,500円（25 km×30円=750円）
25 km以上~30 km未満	2,000円（30 km×30円=900円）
30 km以上	2,500円

(報酬及び費用弁償手当の支給対象外者)

第4条 報酬の支給対象外者は、常勤役員等については、本園から給与等・通勤手当の支給を受けているため、報酬及び費用弁償手当を支給しない。

(報酬及び費用弁償手当の支給方法)

第5条 評議員・役員等の報酬及び費用弁償手当の支給方法は、本会開催日に支給する。

2 報酬は、法令の定める所により、控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬及び費用弁償手当は、通貨をもって本人に支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程の報酬額は、平成29年 7月 1日から施行する。

この規程の費用弁償手当は、平成30年 1月23日から施行する。